

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 1月 7日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
青森県三菱製紙社有林間伐促進プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	三菱製紙株式会社(ミツビシセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号		
代表者氏名	鈴木 邦夫	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	権藤 義弘	担当者 所属部署・役職	社長室 担当部長
担当者 E-mail	gondo_yoshihiro@mpm.co.jp	担当者電話番号	03-5600-1481
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	新北菱林産株式会社 (旧社名:北菱林産株式会社)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	三菱製紙株式会社(ミツビシセイシカブシキガイシャ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号	0231
プロジェクト登録日	H24/11/20
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(1)目的 三菱製紙社有林で計画的に実施した間伐による CO₂ 吸収量をクレジット化し、展示会・音楽イベント等での排出量をオフセットすることを希望する事業者提供(販売等)し、地球温暖化防止に貢献することです。</p> <p>(2)内容 三菱製紙社有林において、間伐を行い、CO₂ 吸収量を増大させることです。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>(1)条件 1 プロジェクト実施地は、青森県上十三地域森林計画に定められた民有林であり、森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>(2)条件 2 ・プロジェクトは、北菱林産株式会社の森林施業計画書(認定番号七戸 20-1)の森林を対象としており、森林施業計画単位である。 ・森林施業計画は、2008 年 10 月 1 日からであり、2008 年 10 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。 ・森林施業計画は、2013 年 4 月 20 日までの計画であり、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がなされている。 ・森林施業計画では、2010 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までにおいて、プロジェクト実施地の転用及び主伐の計画はない。</p> <p>(3)条件 3 施業計画の認定番号 七戸 20-1</p> <p>(4)条件 4 適用外</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>(1)森林・林業基本法…第 9 条森林所有者としての責務が該当するが、遵守している。</p> <p>(2)森林法…第 5 条地域森林計画、第 11 条森林経営計画、第 25 条保安林が該当するが、遵守している。</p> <p>(3)森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)…該当しない</p> <p>(4)種の保存法…該当しない (5)鳥獣保護法…該当しない</p> <p>(6)騒音規制法…該当しない (7)景観法…該当しない</p> <p>(8)廃棄物の処理及び清掃に関する法律…該当しない</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

<p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1)教育・訓練</p> <p>モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握の信頼性確保のために重要であり、社長室担当者がモニタリング担当者に対してモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明を行う。教育訓練については、教育訓練記録を作成し、平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。</p> <p>(2)情報の保管</p> <p>当社社長室 担当者は、検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、平成35年3月31日まで保管する。</p> <p>(3) データの確認</p> <p>報告データの信頼性を高めるためにデータのチェックを行う。チェック方法としては、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別を行う。データのチェックは、当社社長室担当者が、野外調査帳から算定ファイルへの入力時のモニタリング担当者による自己チェックのみでなく、吸収量算定確認のため全数チェックを行う。また、当社社長室長が、内部監査としてサンプリングチェックを実施し、入力ミスの低減を図る。野帳等の記録は、当社社長室担当者が平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>内部監査は、当社社長室長が、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために行う。また、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取る。内部監査はモニタリング後1回実施し、監査記録を作成し、平成35年3月31日まで保管する。</p> <p>(5)測定機器の維持管理(機器校正等)</p> <p>測定機器は、モニタリング担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、5年に1回、キャリブレーションを行うと共に、計測時に点検を行う。モニタリング担当者が点検記録を作成し、平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。</p> <p>(6)手順書の作成</p> <p>これら、モニタリングのQA/QCのため、一連のプロセスについて、当社社長室担当者が手順書を作成を行う。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>

モニタリング結果概要 ²	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ■ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ■ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.4.2</p>						
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 6.2					
	方法論名称	森林経営活動による CO ₂ 吸収量の増大(間伐型促進プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2010 年 4 月 1 日～ 2012 年 10 月 31 日						
モニタリング対象面積	<small><方法論R001・R002・R003のみ></small> 44.44 ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	0	0	198	371	174	743
認証依頼削減・吸収量	<p align="center">743 t-CO₂³</p>						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>三菱製紙株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.mpm.co.jp

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上